



# 昭島 Akishima Recycle リサイクル通信

平成30年(2018年)1月発行 事業者向け

発行：昭島市環境部ごみ対策課

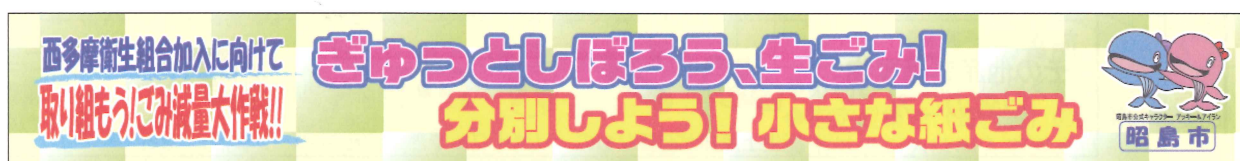
〒196-0001 昭島市美堀町三丁目8番1号 TEL 546-5300 FAX 546-5900  
ホームページ <http://www.city.akishima.lg.jp/190/index.html>

## 事業系ごみの減量にご協力をお願いします！ ～ 西多摩衛生組合への加入に向けて ～

市の可燃ごみ焼却施設である清掃センターは、平成7年の本格稼働から既に20年以上が経過しています。延命化の措置を講じ平成31年度までの運営を確保していますが、老朽化が著しく、加えて、発電や余熱利用といったエネルギー回収能力を持たない旧式の施設であることから、それ以降の運営を終了することとしています。

そのため、市では、清掃センターで行ってきた可燃ごみの焼却処理について、羽村市、青梅市、福生市及び瑞穂町で構成する西多摩衛生組合（所在地は羽村市）において、共同処理へ移行することを目指し、平成28年1月に同組合の各構成市町に対し加入依頼を行いました。その後、昨年6月に具体的な協議を進めて行くことが決定され、現在、昭島市も加わって協議を行っています。

西多摩衛生組合への加入に向けては、施設周辺住民の皆様のご理解をいただくためにも、家庭ごみの減量をもとより事業系ごみの減量に努めていかななくてはなりません。ごみの減量が最重要課題であるため、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

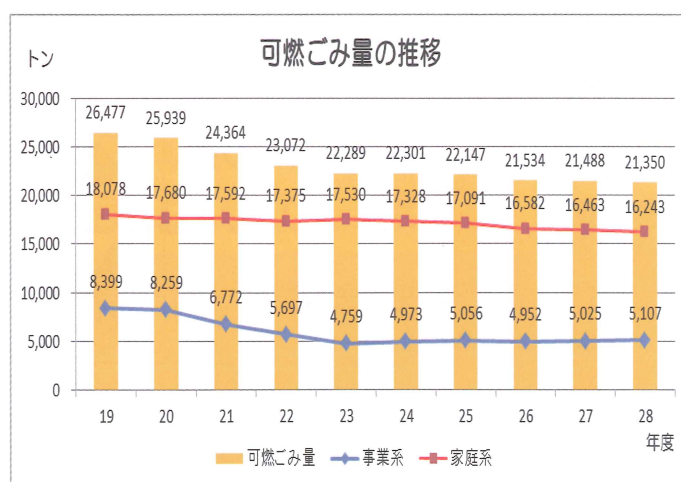


## 事業系可燃ごみの現状 ～ 多く含まれる紙類と生ごみ ～

清掃センターでは、平成28年度に21,350トンの可燃ごみを処理していますが、そのうち事業系ごみは5,107トンで、全体の約1/4の量を占めています。平成19年度以降、家庭ごみは減少傾向が続いている一方で、事業系ごみは平成24年度から増加傾向に転じています。清掃センターでは、搬入される事業系ごみについて検査を行っていますが、ダンボールや雑古紙等のリサイクル可能な紙類、また、食品の販売店や飲食店から排出される生ごみが依然として多く含まれています。

**事業系ごみの減量を推進するためには、**

**①ごみの分別徹底 ②リサイクル可能な紙類の資源としての排出 ③生ごみの水切りや食品リサイクルへの転換等が求められています。**



## ごみ減量で経費節減! ～ 古紙の分別と生ごみの水切り ～

古紙の分別や生ごみの水切りなど、ひと手間がかかりますが、ごみの量(重さ)を減らすことにより経費の節減が期待できます。市では、ごみの減量を進めるため、特に今年度において、市民の皆さんに**雑古紙の分別と生ごみの水切り**を徹底するようお願いしています。事業者の皆様には、加えて、**食品ロスの削減**を図ることについてもご協力くださいますようお願いいたします。

## 事業系廃棄物とは

事業活動に伴って生じるすべての廃棄物は、種類によって「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

ただし、「事業系一般廃棄物」に区分されている品目であっても、特定の業種から排出される場合は「産業廃棄物」となるものもあります。例えば、飲食店や食品販売店から排出される動植物性残さ（調理くず等）は「事業系一般廃棄物」ですが、食料品製造業において原料として使用した動植物性残さは「産業廃棄物」となります。

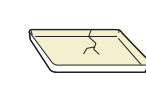
市の施設（清掃センター・環境コミュニケーションセンター）へ搬入できるものは、「事業系一般廃棄物」のみです。プラスチック、金属などの「産業廃棄物」は搬入できません。

下表に「代表的なごみ」を例示します。

| 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）・・・事業活動で発生した産業廃棄物以外のもの |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 品目                                   | 代表的なごみ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 紙類                                   |         など |
| 生ごみ                                  |   など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 木くず                                  |   など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| その他産業廃棄物<br>以外のごみ                    |      など                                                                                                                                                                                                                                                  |

※ 事業系一般廃棄物に区分されている品目でも、特定の業種から排出される場合は産業廃棄物となります。

事業系廃棄物

| 産業廃棄物（不燃ごみ等）・・・事業活動で発生したもので、法律で定めるもの |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 品目                                   | 代表的なごみ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 廃プラスチック類                             |      など |
| 金属くず                                 |      など |
| ガラスくず<br>コンクリートくず<br>及び陶磁器くず         |    など                                                                                                                                                                            |
| 廃油                                   |   など                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 上記に該当しない物                            |      など |

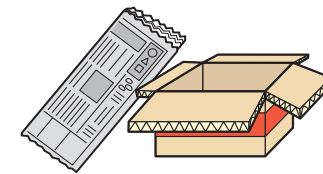
※ 産業廃棄物は全部で20種目（全ての事業活動対象13種目、特定の事業活動対象7種目）あります。

## 事業系廃棄物の出し方

事業所から排出されるごみの中にも、たくさんのリサイクル可能な資源物が含まれています。リサイクルできるものはないか、まずはごみを確認し、分別して資源化施設へ搬入することでごみの減量になります。例えば、野菜くずや食べ残しなどを肥料や飼料にリサイクルしている施設（食品リサイクル施設）や、せん定枝や落ち葉などをウッドチップや堆肥等に資源化している施設もあります。ごみの排出抑制・減量化・再資源化を事業所全体で取り組んで環境にやさしい事業所づくりを目指しましょう！

### ◆ リサイクルしてこのような物に生まれ変わります

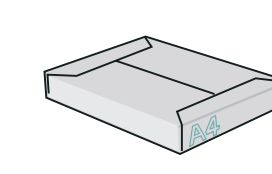
新聞・ダンボールは



新聞

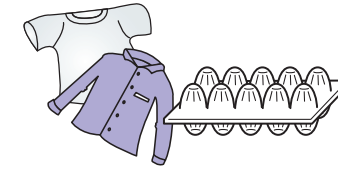
ダンボール

雑古紙・シュレッダーくずは



OA用紙など再生紙

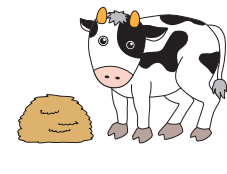
ペットボトルは



衣類

たまごパックなど

生ごみは



飼料など

## 事業系一般廃棄物は自己処理が原則です。

一般廃棄物処理施設（昭島市環境コミュニケーションセンターなど）に自己搬入するか、昭島市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託してください。

委託をした場合でも、「委託をしたから責任は終り」ではありません。最終処分が終わるまで責任は残ります。

※生ごみは、食品リサイクル法により、全ての食品関連事業者に減量・リサイクルが求められています。

※小さな紙類も分別して、資源化をお願いします。

### 環境コミュニケーションセンター



- ◆分別してお持ち込みください。
- ◆指定収集袋（有料袋）の使用は必要ありません。
- ◆市外のごみは搬入できません。

## 産業廃棄物は市のごみ処理施設に搬入できません。

許可を受けた産業廃棄物処理業者に、収集・運搬、処分を委託してください。

## ごみの搬入検査を実施(強化)しています

清掃センターでは、ごみの適正処理を図り減量を推進するため、一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入するごみの展開検査等を実施しています。

資源とすべきものや産業廃棄物が混入されている場合は、持ち帰っていただき、改めて分別のうえ搬入していただくこととなります。

改善されないときは、搬入をお断りする場合があります。

### ◆ 捨てるときに分別を！

収集運搬業者が収集車へ積み込む際での分別は、大変困難で、手間も時間もかかります。

収集運搬業者任せにせず、ぜひ、一人ひとりが、ごみ箱に入れる時に適切な分別に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。



# ●●●●● 「もったいない」をオフィスにも! ●●●●●

事業所内のごみ箱になにげなく捨てているものの中には、たくさんの資源物が含まれています。中でも一番多いのは「紙類」です。名刺サイズの小さな紙や使用済み封筒、菓子箱、シュレッターくず等も分別すれば「資源」になります。また、これまで焼却処分されることが多かった「機密文書」についても、専門業者に依頼することでリサイクルすることが可能です。

取り組みを始めやすく、効果もやすい紙類のリサイクルをはじめてみませんか？

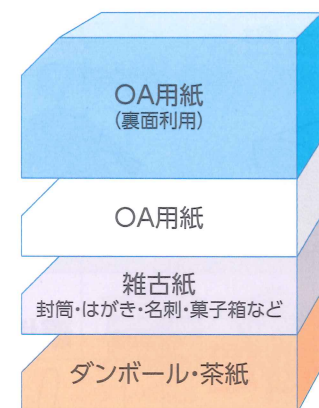
## ①まずは発生抑制

両面印刷、ミスコピーの裏面利用などを推進しましょう。

## ②分別しましょう

ごみ箱ではなく右図のようなリサイクルボックスを用意してその場で分別しましょう。

## ③古紙利用製品を選んで使うこともリサイクルの推進につながります。

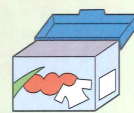


紙類リサイクルボックスの例

## リサイクルできない紙類

以下のものや汚れているものはリサイクルできませんので、「可燃ごみ」で出してください。

- ◆ 防水加工された紙(カップ麺の容器等)
- ◆ 感熱紙(レシート等)
- ◆ カーボン紙・ノンカーボン紙(伝票等)
- ◆ 臭いのついた紙(洗剤や線香の箱等)
- ◆ 食品が付着している紙(ピザの箱等)
- ◆ その他(クッション封筒、圧着はがき、写真等)



# 減 ら そ う ! 食 品 ロ ス

日本では、年間621万トン\*の食品ロス(まだ食べられるのに廃棄される食品)が発生しています。これは東京都民1300万人すべての人が1年間に食べる食品の量に相当し、世界の食糧援助量の約2倍になります。

※農林水産省及び環境省「平成26年度推計」

## 3010運動にご協力ください

宴会では7皿のうち1皿相当の食べ残しが発生しています。

3010(さんまるいちまる)運動とは、宴会や食事会の開始後30分間と終了前10分間は席について料理を楽しむ「食べきりタイム」とし、食べ残しをゼロにしようという取組です。

食品ロス削減に向け「3010運動」を実践しましょう!

### 宴会五箇条

- 其の一 まずは、**適量注文**
- 其の二 幹事さんから「おいしく食べきろう!」の**声かけ**
- 其の三 **開始30分、終了前10分**は、席を立たずにしっかり食べる「**食べきりタイム!**」
- 其の四 食べきれない料理は**仲間で分け合おう**
- 其の五 それでも食べきれなかった料理は、お店の方に確認して**持ち帰り**ましょう。



昭島市のホームページから上記のチラシや三角柱POPをダウンロードできます。ぜひご活用ください。